

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案（素案）について

1 改正の趣旨

都市公園法（昭和31年法律第79号）では、都市公園内の公園施設の建築面積の総計が都市公園全体の敷地面積に対して占める割合（以下「建蔽率」という。）の上限は、原則2%とされています。

ただし、民間活力による都市公園の再生・活性化を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）により公募対象公園施設（公園整備に収益を充てる飲食店、売店等）を設置する際は、地方公共団体が条例で定めることにより、10%を限度として建蔽率を上乗せすることができることとされています。

このことから、道立都市公園においても、公募対象公園施設に係る建蔽率の特例を設けることとするため、北海道立都市公園条例を改正しようとするものです。

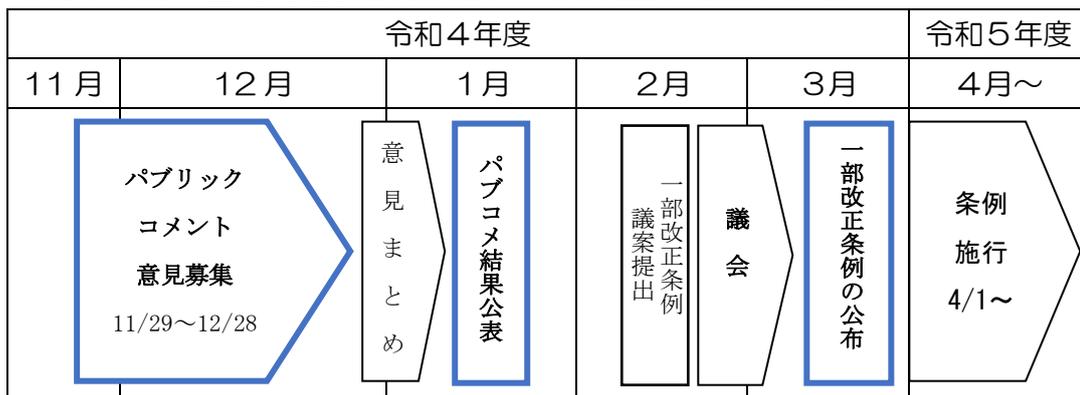
2 改正の内容

公募対象公園施設に係る建蔽率の特例の新設

【原則】公園施設の建蔽率	最大2%
【特例】公募対象公園施設を設置する場合の建蔽率の上乗せ	最大10%

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年第1回北海道議会定例会へ条例改正案を提案予定



4 参考資料

- 資料1 道立公園の配置状況及び建蔽率
- 資料2 公募設置管理制度（Park-PFI）について
- 資料3 北海道立都市公園条例（現行条例）